

議長

それでは、議事に入ります。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、審議を行います。

なお、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1については、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1と関連する事項がございますので、あわせて審議したいと思います。異議はございますか。

【なしの声あり】

議長

なしの声をいただきました。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局長

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

【議案書読み上げ】

続いて、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

【議案書読み上げ】

説明は以上です。

議長

それでは、案件ごとに審議を行います。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について、および議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について審議いたします。

地区担当委員から現地調査報告をしていただきますが、地区担当委員は私ですので、代わって内野博司推進委員より現地調査報告をお願いいたします。

推2番

整理番号3-1について、4月21日に吉田勝紀委員と共に現地調査しましたので、その状況を報告します。

申請地は大宇下畑字渡戸原地内でございます。

譲受人は、申請地の隣接地に移住予定で、農業従事するために申請地を譲り受けるとの事です。

譲受人は農地の所有はないため、認められれば、下限面積の引き下げによる実績になります。

また、譲受人から、申請地に夏作としてナス、キュウリ、トマト、トウモロコシ、カボチャ等の露地野菜および柿、梅等の果樹の作付計画書が提出されていることから、申請地取得後も耕作されると考えられます。

譲受人の農作業への従事状況は、隣接地に移住予定のため常時管理できる

ことから、申請地取得後も農作業に従事すると考えられます。
続いて、整理番号5-1について、現地の状況を報告します。
申請地の東側は同時に農地法第3条の許可申請が出ている農地でございます。建物の配置図から、日照の問題は影響が無いと考えます。
周辺農地への影響についても特段ないものと考えます。
なお、申請地には飯能住まい制度を利用し、住宅を建築する予定ということです。
説明は以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1号について補足説明いたします。
申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。
現地の状況につきましては、内野博司推進委員の説明のとおりです。
譲受人は、東京都豊島区在住のイベント運営会社の会社員です。申請地隣接地に飯能住まい制度を利用して、移住した後に、同制度の農地取得型として農業経営を開始したく申請するものでございます。
譲受人からは、ナス、キュウリ、トマト、トウモロコシ、カボチャ等の露地野菜と、梅や柿の作付計画が提出されています。九州の実家では果樹園の手伝いをしていたとのこと。
所有農地はございません。
また通作に関してですが、自宅に隣接することになりますので全く問題ございません。
こうしたところから、申請農地を譲り受けるため申請するものです。
申請年月日は、平成31年4月5日、同日農業委員会受付となっております。
次に、審査基準のうち該当する6つについて御説明します。
1つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございません。
2つ目、機械の所有状況ですが、耕うん機1台と、その他必要な農機具を所有しております。また居住地には農業用倉庫を建築予定であり、今後も随時農機具等を補填していくとのこと。
3つ目、生産法人関係なので、該当はございません。
4つ目、権利を取得する者が常時農作業に従事すると認められ、3条2項4号には該当しません。
5つ目、取得者の農地面積は、取得要件であるこの地域の下限面積の5aを申請地が超えることから、取得要件を満たしております。
6つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。
続いて、農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について補足

説明します。

農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、内野博司推進委員の説明のとおりです。

申請人は、現在東京都豊島区内の賃貸アパートにて妻と子の三人の子供で生活しております。

以前から農地を取得して耕作したいと考えており、将来的に二人目の子供の事を考えると家も手狭なため転居を検討していたとのこと。そこで今回飯能住まい制度を活用し、土地所有者の了承も得られたことから申請をされたものです。

優良田園住宅制度としては1-2件目の認定となります。類型は農地取得型での利用となります。

申請年月日は、平成31年4月5日、同日農業委員会受付となっております。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準について御説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関して土地購入費等を自己資金、金融機関からの融資、親族からの融資にて対応することで関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、優良田園住宅建設計画認定済並びに開発行為許可申請が同時にされており、特段の問題はないと考えます。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。

補足説明は以上です。

議長

ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1および議案第2号 農地法第5条の規定

| | |
|-----|---|
| | <p>による許可申請の整理番号5-1について、何かご意見、ご質問等ございますか。</p> |
| 2番 | <p>整理番号3-1について、譲受人は農業経営を開始したいということですが、飯能住まい制度の農地利用型の実績は初めてになりますか。</p> |
| 議長 | <p>2件目です。</p> |
| 2番 | <p>現在は会社に勤めながら農作業に従事すると考えられますが、将来的には専業農家となる意志はありますか。</p> |
| 議長 | <p>現時点で専業農家を目指す意向は示されていません。本申請に際しては、申請人の妻の実家が果樹園農家をしており、農業の実務経験があるため、農業に興味を持つに至ったとのことでした。</p> <p>他にございますか。</p> |
| | <p>【なしの声あり】</p> |
| 議長 | <p>無いようでしたら、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について、許可するものとして賛成の方は、挙手を願います。</p> |
| | <p>【全員挙手】</p> |
| 議長 | <p>全員賛成でございますので、本件については許可するものとします。</p> <p>続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について許可すべきものとして賛成の方は挙手願います。</p> |
| | <p>【全員挙手】</p> |
| 議長 | <p>全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。</p> |
| 議長 | <p>続きまして、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-2について、地区担当委員から現地調査報告をしていただきますが、地区担当委員は私ですので、代わって内野博司推進委員より現地調査報告をお願いいたします。</p> |
| 推2番 | <p>農地法第3条の整理番号3-2について、4月21日、吉田勝紀委員とともに現地調査をしましたので、その状況を報告いたします。</p> |

申請地は、大字上直竹下分字郷戸地内にある畑1筆600㎡で、現況はネギ、ジャガイモ、タマネギ、ノラボウなどが作付けされています。

譲受人の農地の所有面積は501㎡、借り受けている面積が3,038㎡で、合計面積が3,539㎡です。

申請された農地は、譲渡人から農地を譲り受け、農業経営を拡大したいとのことで申請されたものです。

また、作付け計画が提出されていることから、申請地取得後も適正に管理されると考えています。

譲受人の農作業への従事状況は、常時従事していることから、申請地取得後も農作業に従事すると考えられます。

また、通作については申請地が自宅に隣接しています。

以上のことから、現地調査を行ったところでは、譲受人への所有権移転については、適当であると考えます。

現地調査の報告を終わります。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-2について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況につきましては、内野博司推進委員の説明のとおりです。

譲受人は、大字上直竹下分にて農業経営を行っており、農業経営の拡大をたく申請するものでございます。

譲受人は、路地野菜を中心に作付けしております。

所有農地501㎡および借受農地3,038㎡については、適性に管理されております。

また、通作に関してですが、自宅に隣接していますので、全く問題ありません。

こうしたところから、申請農地を譲り受けるため申請するものです。

申請年月日は、平成31年4月5日、同日農業委員会受付となっております。

次に、審査基準のうち該当する6つについて御説明します。

1つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございません。

2つ目、機械の所有状況ですが、トラクター1台、耕うん機1台、草刈機2台を所有しており、その他の必要な農機具と農業用倉庫を所有しております。

3つ目、生産法人関係なので、該当ありません。

4つ目、権利を取得する者が常時農作業に従事すると認められ、3条2項4号には該当しません。

5つ目、取得者の農地面積は、取得要件であるこの地域の下限面積の5 a

を申請地と所有地を合せて超えることから、取得要件を満たしております。
6つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。

補足説明は以上です。

議長

同行して調査しましたが、私からは特にございません。

ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-2について、何かご意見、ご質問等ございますか。

【なしの声あり】

議長

無いようでしたら、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-2について、許可するものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については許可するものとします。
続きまして、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-3について、関連する事項がございますので、あわせて整理番号3-4とあわせて審議したいと思いますが、異議はございますか。

【なしの声あり】

議長

なしの声をいただきました。

それでは整理番号3-3と3-4をあわせて審議いたします。

地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。

地区担当の綿貫幸進委員より現地調査報告をお願いいたします。

7番

今回の案件については、昨年度も審議された案件でございます。

申請地は大字平松字西原地内でございます。

農地の現況はすでに耕されており、ナス、ジャガイモ、ノラボウが作付けされています。

譲受人は、大字双柳等で農業経営をしている方で、農業経営拡大のために申請地を譲り受けるとのことです。

譲受人の農地所有面積は5,900㎡と借受面積780㎡の合計経営面積6,680㎡です。

また、譲受人から、申請地に作付計画書が提出されていることから、申請

地取得後も耕作されると考えられます。譲受人の農作業への従事状況は、経営管理に従事しており、雇用労働力として3名雇用しています。他の農地の果樹については生育途中ですが、肥培管理は適正に行われています。現在の経営形態であれば、申請地取得後も適正に管理されると考えられます。

また、通作については自宅から約10分とのことで通作可能と思われます。

なお、申請地は昨年懸案になっていた場所ですので、十分な審議が必要かと思えます。

続いて、整理番号3-4についても同じ状況です。

場所は、飯能市大字平松字東原地内です。以前も申請が出た場所ですが、畑1筆786㎡で、現況は草が刈りとられていました。また、ミカンがすでに植えられている状況でした。

また、先ほどの案件同様、十分な審議が必要ですので、皆様のご意見をいただければと存じます。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-3について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況につきましては、綿貫幸進委員の説明のとおりです。

譲受人は、大字双柳ほかにて農業経営を行っており、農業経営の拡大をたく申請するものでございます。

譲受人は、果樹、露地野菜を中心に作付けしております。

所有農地5,900㎡および借受農地780㎡については、適性に管理されております。

また、通作に関してですが、申請地まで車で約10分ですので、営農には問題ないと考えられます。また、労働者として3名雇用しています。

こうしたところから、申請農地を譲り受けるため申請するものです。

申請年月日は、平成31年4月5日、同日農業委員会受付となっております。

次に、審査基準のうち該当する6つについて御説明します。

1つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございませぬ。

2つ目、機械の所有状況ですが、耕うん機1台、除草機械1台を所有しており、その他の必要な農機具を所有しております。

3つ目、生産法人関係なので、該当ありません。

4つ目、権利を取得する者およびその雇用労働者が常時農作業に従事すると認められ、3条2項4号には該当しません。

5つ目、取得者の農地面積は、取得要件であるこの地域の下限面積の50aを申請地と所有地を合せて超えることから、取得要件を満たしております。

6つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。

補足説明は以上です。

続きまして、農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-4について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。
現地の状況につきましては、綿貫幸進委員の説明のとおりです。

譲受人は、大字双柳ほかにて農業経営を行っており、農業経営の拡大をたく申請するものでございます。

譲受人は、果樹、露地野菜を中心に作付けしております。

所有農地5,900㎡および借受農地780㎡については、適性に管理されております。

また、通作に関してですが、申請地まで約10分ですので、営農には問題ないと考えられます。また、労働者として3名雇用しています。

こうしたところから、申請農地を譲り受けるため申請するものです。

申請年月日は、平成31年4月5日、同日農業委員会受付となっております。

次に、審査基準のうち該当する6つについて御説明します。

1つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございませぬ。

2つ目、機械の所有状況ですが、耕うん機1台、除草機械1台を所有しており、その他の必要な農機具を所有しております。

3つ目、生産法人関係なので、該当ありません。

4つ目、権利を取得する者およびその雇用労働者が常時農作業に従事すると認められ、3条2項4号には該当しません。

5つ目、取得者の農地面積は、取得要件であるこの地域の下限面積の5aを申請地と所有地を合せて超えることから、取得要件を満たしております。

6つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。

議長

同行して調査していただきました、山下富司委員何かございますか。

10番

所有農地の耕作状況と、提出された営農計画から判断するとともに、事務局の補足説明を参考にしたうえで、果樹について発議させていただきます。

平成30年度7月総会で不許可の際に提示した事由は概ね解決しているかと思われます。

しかしながら、成木に至らない段階で果樹による営農拡大を認め続けることには疑問を感じます。そのため今後の営農拡大時の審議課題として次の2点の条件を付す事が望ましいと考えます。

1つめは、譲受人が今後、果樹による営農拡大をすることについては、既存の集積農地に植樹した果樹が全面的に成木となり、客観的に見て営農拡

| | |
|-----|--|
| | <p>大の必要性があると判断されるまで、果樹による営農拡大は認めないことが良いかと思えます。</p> <p>2つめは、今回の申請を含めた営農拡大による許可申請時に提出された営農計画と異なる作付けをする際には事前に農業委員会に相談してもらいたいと思えます。特に露地野菜から果樹への転作が生じた場合は1つめの条件と同様に問題があるとみなすことです。</p> <p>以上2点を許可する際に条件として付することが望ましいと考えます。</p> |
| 議長 | <p>同行して調査していただきました、都築敏夫推進委員何かございますか。</p> |
| 推6番 | <p>綿貫幸進委員の報告のとおりでございます。整理番号3-3の申請地は適切に管理されており、作付けもされておりました。</p> <p>また、所有農地については、耕うんされた後に、低い草が生えている場所がありました。果樹は数本植えてある状況でした。</p> <p>整理番号3-4についても果樹の苗木が適度な間隔で植えられていました。</p> <p>隣接している所有農地は、昨年問題になりましたが、今回は果樹が適度な間隔で植えられていました。</p> <p>また、山下富司委員の発言は賛成できるところであります。</p> |
| 議長 | <p>同行して調査していただきました、柳戸光重推進委員何かございますか。</p> |
| 推8番 | <p>今回の2つの案件は、昨年も出ておりましたが、その際は既存所有農地が適切に管理されていないということで保留となった所です。また、前回は果樹が枯れているなどの課題がありましたが、今回は植え直してあるという状況もありますので、今回の案件は認めないというわけにもいかないのかと思えます。</p> <p>そのため、条件付きで許可することが良いのではないかと思えます。</p> |
| 議長 | <p>ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-3および議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-4について、何かご意見、ご質問等ございますか。</p> |
| 2番 | <p>申請者が所有している農地で形状が斜面となっている場所がございましたが、現状ではどのようになっていますでしょうか。</p> |
| 事務局 | <p>昨年度は梅が10本植えられていましたが、今回は44本梅が植えられ</p> |

| | |
|------|---|
| | <p>ていました。このように是正され、適正に管理されていると思われま</p> |
| 2 番 | <p>農業委員会が許可した後に耕作放棄地になってしまった場合は、問題であるので、継続して指導していくべきであると思います。</p> <p>また、ある程度の条件を付ける必要はあると思います。</p> |
| 事務局長 | <p>肥培管理が重要なポイントになります。肥培管理をして果樹の苗木を育てているという点についても確認していく必要があると思います。</p> |
| 議長 | <p>その他、質問はございますか。</p> |
| 5 番 | <p>果樹経営をしているものとして、成木になってもきちんと管理をしていただかないと、病気の発生源になるので、その辺の管理もしっかりと監視する必要があったと感じました。</p> |
| 議長 | <p>その他、質問はございますか。</p> <p>【なしの声あり】</p> |
| 議長 | <p>山下富司委員から発議のあった許可の際に条件を付する事について、事務局から意見はありますか。</p> |
| 事務局 | <p>山下富司委員から発議のありました農地法第3条の許可の際に条件を付するところは、農地法第3条第5項「第1項の許可は、条件をつけてすることができる」とあります。</p> <p>条件の内容に関しては次のとおりです。</p> <p>1つ目については、営農計画とおり果樹が全面的に成木に至らない場合は、農地法第3条の許可要件となる農地法第3条第2項第1号により、現在の労働員数による営農状況から鑑みて、申請地を取得しようとする者、又はその世帯員等の耕作の事業に必要な農作業に従事する数等が不足、並びに申請地取得後において耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められず、営農計画および営農能力の不備と考えられ、今後の営農拡大について条件を付する事は問題ないと思われま</p> <p>2つ目については、露地野菜等の他の作付計画の提出による農地取得後に、果樹に転作する事は1つめの条件との整合性から同様の理由により条件を付する事は問題ないと思われま</p> <p>事務局からは以上です。</p> |
| 議長 | <p>それから、ご意見がありました、病虫害管理を条件として入れた方が良</p> |

| | |
|------|---|
| 事務局長 | <p>という話がありました。</p> <p>そのご意見については、もう少し議論をしていただきたいところです。今回は申請人の過去の経緯から条件を付す形になります。</p> <p>どこまで病害虫管理をすれば認められるかなど、今後許可する際の考え方の整理も必要かと思われま。また、既存の農家さんの営農状況などを含めて、本案件の申請人のみ条件を付すのは合理性を欠く場合もあるかと思われま。慎重に議論をしていただければと存じま。</p> |
| 2番 | <p>病害虫の防止について、除草剤を使ってどうか消毒を使ってはいけな。いとか、そういう話になるのは難しい面もあ。ま。その部分で条件として付すのはなかなか難しいように思われま。現状では注意勧告というところかどうか。</p> |
| 事務局長 | <p>事務局の案とすれば、病害虫を含めた肥培管理とすれば、付すことに問題はないかと思いま。ま。病害虫管理自体を許可条件とした場合、薬剤の散布量などを農業委員会としても確認するようになるかと思いま。成木になるなど目で見て分かるものは判断材料になると思われま。</p> |
| 5番 | <p>果樹の病気については、近隣にあるとそこから他の場所へも移ってしま。い、地域に蔓延してしま。い。特に、放任園があるとそこから止められな。くなりま。</p> <p>果樹が放任になった時の扱いが問題になりま。ま。ただその対策は難。しいと思いま。</p> <p>そのため、所有している方が責任を持つといいま。ま。か、所有している方がその園に対して、責任を持ってもらえ。るような形になればいいと思いま。</p> |
| 事務局長 | <p>許可条件の内容として、病害虫を防止するということについて、条件を入れることはできると思いま。ま。実行しない場合には、次の申請ができな。いとな。ると、その確認を農業委員会がすることになりま。ま。必要な措置だとは思いま。ま。確認が難。しいという中では、次の許可案件についてまでは踏み込めな。いと思いま。</p> <p>以上の点を踏まえ、許可条件の詳細については、会長と相談をさせていただ。き、決定させていただ。きたいと思いま。</p> <p>また、申請者につきま。しては、技術的に足りない部分もあると思いま。ま。ので、関係機関にも技術支援をしていただくようにすることも検討したいと思いま。</p> |
| 議長 | <p>適切な肥培管理と病害虫の防止ということで、詳細な文面は私と事務局</p> |

に一任していただくことでよろしいでしょうか。

【異議なし】

議長

無いようでしたら、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-3および3-4について、山下富司委員が発議した条件を付して許可するものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については条件を付して許可するものとします。

続きまして、議案第3号 非農地判定について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局長

それでは議案第3号 非農地判定について、ご説明いたします。

【資料に基づき説明】

事務局

それでは、議案第3号 非農地判定について、補足説明いたします。

今回の山林化した農地の非農地判定につきましては、全地区での判定が終了したのちに提出された意向確認書に基づく補足調査となります。本議案につきましては、原市場地区、吾野地区、南高麗地区において、追加要望がございましたので議案として提案させていただいたものです。

対象農地は3地区合計18筆、9,261㎡です。意向確認書が提出された農地の非農地判定(案)については、資料のとおりです。3地区合計18筆、9,261㎡が、非農地判定の対象となります。

非農地判定方法については、前回までの判定方法から変更はございませんので、省略させていただきます。

判定がAからCまでで、重機の進入又は継続的営農のどちらかが「不可」となった場合には、今後、農地への原状回復が困難であり、原状回復されたとしても、継続的な営農が見込めないということになり、非農地判定の対象となります。この対象農地について、影響がすべてなく、非農地とすることで問題が生じないと判断された農地について、非農地の判定をしてよろしいか、お諮りするものです。

なお、現地調査の結果、C判定未済とされた農地、植林等はされているものの同農地の一部に建築物等の違反転用が確認された農地については、非農地判定はできないものとしています。また、周辺への農地の影響につきましては、周辺農地が、調査時点ですでに赤判定となっている場合には、影響がないものと判断することとしています。

| | |
|-----|--|
| | 説明は、以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。 |
| 議長 | <p>本案件について、担当農業委員及び推進委員にも調査をしていただいております。お一人ずつ、ご報告いただきたいと思います。</p> <p>まず原市場地区担当委員の山下敏郎委員より現地調査報告をお願いいたします。</p> |
| 2番 | 調査場所は木が生えており、進入できず、非農地としてやむなしと判定しました。 |
| 議長 | 続いて吾野地区担当委員の利根川哲委員より現地調査報告をお願いいたします。 |
| 5番 | 現地は木が何本か生えており、また、かなりの傾斜地となっていることもあり、非農地として判定しました。 |
| 議長 | 続いて南高麗地区担当委員は私ですので、代わって内野推進委員より現地調査報告をお願いいたします。 |
| 推2番 | 全部で15筆確認しました。そのうち大字上畑、大字下畑にはいわゆる谷津田で調査が大変な場所がありました。また、重機も入れず、とても耕作できる場所が無いため、非農地として判定しました。 |
| 議長 | 同行して調査していただきました柏崎光一推進委員、大野次夫推進委員、それぞれ何かございますか。 |
| 推5番 | 調査場所は、河川の法面であり、一部河川が蚕食しているため、とても畑になるという場所ではありませんでした。 |
| 推3番 | 特にありません。 |
| 議長 | <p>調査地には、行きつくまでが藪の状態の所もありました。また、イノシシの遊び場のような状態で、農地として再開できる状態ではなく、非農地にせざるを得ない状況でした。</p> <p>それでは、ただいまから質疑に入らせていただきます。何かご意見、ご質問等ございますか。</p> |
| 10番 | 非農地判定はまだ行われるのでしょうか。 |

事務局

今後も出る可能性があります。

議長

他にございませんでしょうか。
無いようでしたら、非農地とすることで、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については対象地は全て非農地とすることといたします。

続きまして、議案第4号 農用地利用集積計画（案）について審議を行います。事務局の説明をお願いします。

事務局長

議案第4号 農用地利用集積計画（案）について、ご説明いたします。

【議案書読み上げ】

以上です。

なお、詳細は担当から説明いたします。

事務局

説明いたします。

第1番の方は、平成29年3月に「明日の農業担い手育成塾」を卒業し、同年4月から飯能市で新規就農した方です。

経営作物としては、主にエダマメ、ブロッコリー他の露地野菜でございます。

販売方法として、主にスーパーでの販売を行っております。

続いて、第2番の方は、平成27年3月に埼玉県農業大学校を卒業され、営農拡大を目指すには法人化が良いと判断し、平成28年7月に現在の農業法人を設立されました。

経営作物としては、主にさつまいもでございます。

販売方法としては、JAいるま野への出荷、レストランでのさつまいもを使ったスイーツやランチの提供、畑での焼き芋販売などを行っております。

続いて、第3番の方は、平成29年12月の総会時に紹介をさせていただいた方で、バラの苗を栽培し、販売しています。平成29年に開催されたコンクールにおいて、金賞を受賞されました。

販売方法としては、インターネットでの販売を行っております。

続いて、第4番の方は、土地所有者の希望により1年間での更新となります。

なお、今回の案件は全て更新の方々です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の第1号、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであるかですが、適合するものと判断されます。

次に、第2号のイ、農用地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められるかどうかについては、認められると判断されます。

ロ、耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められるかどうかについては、現状を見ますと、認められると判断されます。

以上のことから、特に不許可に該当するものではありません。

説明は以上です。

議長

ただいまから質疑に入らせていただきます。何かご意見、ご質問等ございますか。

1番

2番の方について、主として農業に従事する者は、本人だけということになりますか。

事務局

2番の方のご主人は、農業関係の仕事をしている方で協力をしていただいています。

議長

その他ございますでしょうか。

【なしの声あり】

議長

なしとのことですので、承認することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、承認することといたします。

続きまして、議案第5号「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)」及び「平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)」について審議を行います。事務局の説明をお願いします。

事務局

【資料に基づき説明】

議長

ただいまから質疑に入らせていただきます。何かご意見、ご質問等ございますか。

【なしの声あり】

議長

なしとのことですので、原案のとおりとすることで賛成の方は、挙手願います。

| | |
|--------|--|
| 議長 | <p>【全員挙手】</p> |
| | <p>全員賛成でございますので、（案）を外し公表することといたします。 続きまして、報告第1号農地法第4条の規定による届出について、報告第2号農地法第5条の規定による届出について、ご確認していただき、質問等あればお願いいたします。</p> |
| | <p>【なしの声あり】</p> |
| 議長 | <p>以上をもちまして、予定されました議案の審議等が、全て終了いたしましたので、議長の職を降ろさせていただきます。</p> |
| 事務局 | <p>閉会を関谷英男会長職務代理から申し上げます。</p> |
| 会長職務代理 | <p>以上をもちまして、平成31年4月飯能市農業委員会総会を閉会します。</p> |